

伊奈町スポーツ大会出場者激励費交付規程

(目的)

第1条 この規程は、アマチュアスポーツ競技の大会に出場する個人又は団体に対し、伊奈町スポーツ協会が、伊奈町スポーツ大会出場者激励費（以下「選手激励費」という。）を交付することにより、もって広く町民にスポーツ意識の高揚を図り、振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オリンピック、パラリンピック 国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会が主催する大会
- (2) 世界大会 世界選手権大会、ユニバーシアード大会、アジア大会等
- (3) 全国大会 国、学校体育団体、日本高等学校野球連盟、日本スポーツ協会加盟団体又は日本オリンピック委員会加盟団体若しくは全国を統一する営利を目的としないスポーツ団体が主催する全国規模の大会
- (4) 地方大会 国、地方公共団体、学校体育団体、日本高等学校野球連盟、日本スポーツ協会加盟団体又は日本オリンピック委員会加盟団体若しくは全国を統一する営利を目的としないスポーツ団体が主催する関東大会の規模以上の大会
- (5) その他伊奈町スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める大会
- (6) スポーツ大会 前各号に規定する大会において、予選、標準記録を通過又は国、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体若しくは全国を統一する営利を目的としないスポーツ団体の推薦により出場した大会

(対象者)

第3条 選手激励費の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人であって、スポーツ大会に個人競技（団体戦を除く。）の選手として出場する者
- (2) 町内に住所を有する個人であって、スポーツ大会に町外に所在

する団体（以下「町外団体」という。）の構成員（選手に限る。以下同じ。）として出場する者

（３） 町内に所在する団体であって、スポーツ大会に出場する者
（選手激励費の額）

第４条 選手激励費の額は、別表のとおりとする。ただし、予算の範囲内とする。

２ 選手激励費の交付回数は、１会計年度１競技につき、個人で出場する場合及び町外団体の構成員として出場する場合にあっては１人当たり、団体で出場する場合にあっては１団体当たり１回を限度とする。

（交付申請）

第５条 選手激励費の交付を受けようとする者は、当該選手激励費に係るスポーツ大会が開催された年度の次年度までに選手激励費申請書兼請求書（個人・団体）（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると会長が認めるときは、この限りでない。

（１） スポーツ大会要項又はこれに準ずる書類

（２） 予選成績表又はこれに準ずる書類

（３） 自身が出場したことがわかる書類

（４） 前３号に掲げるもののほか、伊奈町スポーツ協会が必要と認める書類

（交付決定）

第６条 会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、選手激励費の交付の可否を決定し、適当と認めたときは選手激励費交付決定通知書（第２号様式）により、不適当と認めたときは選手激励費不交付決定通知書（第３号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

２ 伊奈町スポーツ協会は、前項の規定により交付を決定したときは、選手激励費の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第７条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、選手激励費の交付の決定を取り消すことができる。

（１） この規程に違反したとき。

（２） 偽りその他不正な手段により選手激励費の交付を受けたとき。

(3) 選手激励費の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(選手激励費の返還)

第8条 会長は、選手激励費の交付の決定を取り消した場合において、既に選手激励費が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて選手激励費返還通知書（第4号様式）によりその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年5月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後に出場するスポーツ大会について適用する。

別表（第4条関係）

対象大会区分	個 人	個人（町外団 体の構成員）	団 体
オリンピック、 パラリンピック	50,000円	25,000円	選手1人につき50,000円 （1団体につき100,000円 を限度とする。）
世界大会	30,000円	15,000円	選手1人につき30,000円 （1団体につき50,000円を 限度とする。）
全国大会	10,000円	5,000円	選手1人につき10,000円 （1団体につき30,000円を 限度とする。）
地方大会	5,000円	3,000円	選手1人につき5,000円 （1団体につき15,000円を 限度とする。）

※4人以上で出場した場合は団体扱いとする。

※1会計年度1競技につき、1回交付を受けた者は除く。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）

伊奈町スポーツ協会長 様

ふ り が な

申請者又は代表者名

住 所

連 絡 先

選手激励費申請書兼請求書（個人・団体）

伊奈町スポーツ大会出場者激励費交付規程第 5 条の規定により、下記のとおり選手激励費の交付を申請するとともに請求します。

記

1 申請の概要

出場者 ・ 団体	ふりがな	
	氏名・団体名	
	住所	
	生年月日 (個人の場合のみ)	年 月 日
	学校名・学年 (個人の場合のみ)	() 学校 () 年
大会名称		
出場競技・種目		
大会主催者		
大会期間		年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
大会会場		

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

伊奈町スポーツ協会
会長

選手激励費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊奈町スポーツ大会出場者激励費の交付については、次のとおり決定したので、伊奈町スポーツ大会出場激励費交付規程第6条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付期日 令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）
- 3 交付場所 伊奈町スポーツ協会事務局（教育委員会生涯学習課）

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

伊奈町スポーツ協会
会長

選手激励費不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊奈町スポーツ大会出場者激励費の交付については、次のとおり不交付と決定したので、伊奈町スポーツ大会出場激励費交付規程第6条の規定により通知します。

不交付の理由：

第 4 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

様

伊奈町スポーツ協会
会長

選手激励費返還通知書

年 月 日付けで交付した伊奈町スポーツ大会出場者激励費の交付について下記のとおり返還されたく、伊奈町スポーツ大会出場者激励費交付規程第 8 条の規定により通知します。

記

返還すべき金額	円
返 還 期 間	年 月 日まで
返還すべき理由	
返 還 方 法	